開発行為に関する工事の完了 ......

土地改良区の役員の就任 ......

\_地改良区の役員の就任及び退任 ....

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の内容の変更

九

(委任規定)

特定非営利活動法人の認証申請 ...

公の施設の指定管理者の指定 (二件)

土地区画整理事業に伴う字の区域の廃止及び設定

特定非営利活動法人の定款変更認証申請



期

号

第 27

定

島

発行者 広 広島県総務部 総務管理局文書法制室 2,700円

発行所

購読料 月額 中広島県公告の訂正

規

広島県立せら県民公園管理運営規則をここに公布する。 平成十八年四月十日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

託に関する規約 ......

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委 介護保険法の規定による指定情報公表センターの指定 ........

道路の供用開始 (二件) .......

建設業法の規定による建設業者の許可の取消処分 ........................ (建設産業室)

(県法規登載)

(漁港漁場整備室)

兀

(道路河川管理室)

(港湾管理室)

(都市整備室)

保育士登録の手数料徴収事務の委託 ......

(こども家庭支援室) (介護保険指導室)

四四

構造等変更許可申請の概要 ......(環境対策室)

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の

**高圧ガス保安法の規定による指定保安検査機関の指定** 

(保

安

室

....

の日

告

示

(県法規登載)

(都市総務室)

広島県立せら県民公園管理運営規則

規

則

目

次

広島県規則第四十五号 広島県立せら県民公園管理運営規則

七五五五五

第一条 この規則は、広島県立せら県民公園 (趣旨) (以下「せら県民公園」という。) の管理及び

第二条 らない。 らかじめ、 運営に関し必要な事項を定めるものとする。 条第二項の規定により、 (開園日等の周知) 指定管理者は、 その旨をせら県民公園に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければな 広島県都市公園条例 (昭和五十五年広島県条例第二十九号) 第十三 せら県民公園の開園日又は利用時間を臨時に変更する場合は、あ

1

平成十八年三月三十日付け広島県報 正 誤

(定期) 第二十四号

(土地改良室) ...... 一〇

ਣਂ れ た 規 則 の あ らまし

公 布

広島県立せら県民公園管理運営規則 (規則第四十五号) (都市総務室)

制定の要旨

世羅郡世羅町に新たに設置する広島県立せら県民公園の管理運営に関する所要の事項

について定めた。

施行期日

広島県都市公園条例の一部を改正する条例 (平成十七年広島県条例第六十号) の施行

則

氏 名

又

は

名 称

所

ニッキ株式会社

第三条 この規則に定めるもののほか、せら県民公園の管理及び運営に関し必要な事項は、 知事が別に定める。

則

の施行の日から施行する。 この規則は、 広島県都市公園条例の一部を改正する条例 (平成十七年広島県条例第六十号)

広島県告示第四百五十八号

次の者を指定した。 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) 第三十五条第一項第一号の規定によって、

平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄

四番一一号 在 地 指 定 の X 分 三一日まで から平成二三年三月 平成一八年四月一日 指 定 の 期 間

広島県告示第四百五十九号

定施設の構造等の変更の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定による特 同条第三項において準用する第五条第四項の規

定により、 その概要を次のとおり告示する。

平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

帝人株式会社 取締役社長 長島大阪府大阪市中央区南本町一 - 六 - 七

徹

申

請

者 の 住 所 及

び 氏

名

工場又は事業場の所在地及び名称 帝人株式会社 三原事業所|原市円一町一- 一- 一

申請の内容

汚水の量及び水量の見直しにより、 七四 特定事業場から排出される水の処理施設及び

号排水口の水量及び水質を変更する。

また、雨水排水口一〇号から一八号を新設する。

特定施設の種類能力及び使用の方法 (その一)

1

種 類 (一○○ 曝気槽) 七四 特定事業場から排出される水の処理施設

(注) 変更については、 2 汚水等の処理の方法」に同じ。

(その二)

種

Ш

類 (A世 |沈殿池| 特定事業場から排出される水の処理施設

(注) 変更については、 2 汚水等の処理の方法」に同じ。

(その三)

種

類 (A 上 四 沈殿池) 特定事業場から排出される水の処理施設

注 変更については、 2 汚水等の処理の方法」に同じ。

使用の方法

ダイオキ

シン類

(につきピコグラム)

処理前処理後の汚 水等の汚染状態

項

目

通

常

最

通

常

最

通

常

最

通処

常

最

大

〇·〇四

-0

〇·〇回

-0 処

理

大前

処

理

发 大

処

理

大前

理

後

変

更

前

変

更

後

注

ダイオキシン類は、二・三・七・八 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性への換算

(その三) A一沈殿池

(その一)一〇〇曝気槽2 汚水等の処理の方法

使	用の:	方 法	 失			注		使 用	の方法	——— 去		
ト排ル出	処理前処 水等の汚	理後 染状	の汚 態		(その)		ト排ル出	処理事	前処理後 <i>0</i> 5染状態	)汚水	ζ	
トル) 排出される汚水等の一日当たりの量	ダイオキシン類		頁		(その二) A二沈殿池	ダイオキシン類は、二・三・七	トル) 排出される汚水等の一日当たりの量	ダイオキシン類	化学的酸素要求量		頁	
の量(単位・立方メー	(につきピコグラム)	E	■			二・三・七・八 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性への換算	の量 (単位・立方メー	(につきピコグラム)	(につきミリグラム)	E	■	
九		通	処			ハラ - ジナ	九			通	処	
九〇六〇		常	тш	变		<b>^</b> キシンの	九、〇六〇		— 九	常	T##	変
		最	理			の毒性への				最	理	
		大	前	更		の 換 算				大	前	更
九		通	処	丈			九			通	処	丈
九、〇六〇		常	тш				九、〇六〇		— 九	常		
		最	理	前						最	理	前
四四六		大	後				一、四四六		=	大	後	
九		通	処				九			通	処	
九〇三六	O・O回	常	理	変			九〇三六	O・O四	— 九	常	理	变
111		最	连							最	達	
一二、三九八	- 0	大	前	_			一二、三九八	- 0		大	前	<b>-</b>
九		通	処	更			九			通	処	更
〇三六	O・O四	常	T.E.				九〇三六	0・0四	— 九	常	TEP.	
		最	理	後						最	理	後
九、〇三六  一二、三九八	- 0	大	後				一二、三九八	- 0	=	大	後	

注 ダイオキシン類は、二・三・七・ハ - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性への換算

トル) おいっぱい 一日当たりの量 (単位・立方メール)

九

O 六 O

<u>\_</u>

四四六

九

O 六 O

<u></u>

四四六

九

0

三六

<u>\_</u>

三九八

九

 $\overline{\circ}$ 

六

一二、三九八

3

2

3

排出水の汚染状態 (その一)

	第 6	5 2 2	3号
1	号	打 7 [	₽ K
(単位・立方メートル)排出される汚水等の一日当たりの量	ダイオキシン類	I	Ą
1当たりの量	(ピコグラム) (ロリットル)	E	
九、〇六〇		通	変
ô		常	更
=		最	史
四六四		大	前
九〇	0	通	変
	O・O回	常	更
四四九、〇三六二二、三九	_	最	史
三 八九	•	大	後

注
ダイオキシン類は、 (その三) 二・三・七・八 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性への換算

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所 縦覧期間

雨水排水口一〇号から一八号を新設する。

平成十八年四月十日から

平成十八年五月一日まで

び三原市環境部環境管理課 縦覧場所 広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及

育士登録の手数料徴収事務を次のとおり委託した。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)

平成十八年四月十日

広島県告示第四百六十号

広島県知事 藤 田 雄

Щ

定める事務

号を加える。

第百五十八条第一項の規定によって、

保

委託を受けた者

社会福祉法人日本保育協会

東京都渋谷区神宮前五丁目五三番一号

委託した年月日 (委託期間

平成十八年四月一日 (平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで)

広島県告示第四百六十一号

広島県知事

第十五条第二項第二号に規定する施設の維持修繕に関する事務及び」を削り、 第一条第一号二を削り、同条第二号中「県」を「甲」に改め、同号ただし書中「管理条例 同条に次の一

三 地御前漁港艇置施設及び地御前漁港簡易艇置施設 (以下「艇置施設」という。) に係 る使用者の募集、 関係機関との調整その他運営上必要なものとして甲及び乙が協議して

第二条第一項中「地御前漁港艇置施設及び地御前漁港簡易艇置施設」 を 「艇置施設」に改

第六条中「および」を「及び」に改め、同条に次のただし書を加える

第七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「および」を「及び」に改め、同条第 ただし、艇置施設に係る剰余金の使用については、甲及び乙が協議して定める。

|項中「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

定情報公表センターとして次の者を指定した。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の三十六第一項の規定によって、指

平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

指定情報公表センター の名称及び住所並びに情報公表事務を行う事務所の所在地

名称

社会福祉法人広島県社会福祉協議会

2 住所

広島市南区比治山本町十二番二号

広島市南区比治山本町十二番二号 情報公表事務を行う事務所の所在地

3

指定年月日

\_

平成十八年四月十日

指定の有効期間

Ξ

平成十八年四月十日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第四百六十二号

|月|日施行) の一部を次のように改正し、平成十八年四月|日から施行する。 広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約 (昭和四十三年十

平成十八年四月十日

藤 田 雄 Щ

3 乙は、前項に規定する委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出のうち、艇置施設に

兀

るものとする。 係るものについては、他の委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出と分別して経理す

広島県告示第四百六十三号

り建設業者の許可の取消処分を行った。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項第五号の規定によって、次のとお

平成十八年四月十日

処分をした年月日

平成十八年三月三十一日

被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

共栄コーポレーション株式会社

代表取締役 福山市千田町大字薮路二五四番地の五 平田 由美

広島県知事許可 (般

被処分者の許可番号

処分の内容 一七) 第三二八三九号

処分の原因となった事実 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五

いないにもかかわらず、その事実を隠し、平成十七年十月二十四日に許可を取得した。 術者が実際には常勤しておらず、建設業法第七条第二号に規定する許可の基準に適合して 被処分者は、 平成十七年八月十六日に本県に行った建設業の許可申請に関して、専任技

広島県告示第四百六十四号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、 道路の区域を次

において、平成十八年四月二十四日までの間、 その関係図面は、 広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局 縦覧に供する。

平成十八年四月十日

道路の種類 県道

線 名 音戸倉橋線

道路の区域

広島県知事 藤 田 雄 Ш

Щ 広島県告示第四百六十五号

呉市倉橋町字小島 呉市倉橋町字赤崎

一○四二番四地先まで一○○六番一地先から

新

六一・六〇〇

九

五.00

拡幅

X

間

別新旧

敷地の幅員

延

備

考

旧

一五 八・八 ○○ ↑ トル

九一

五〇〇

メートル 長

広島県知事

藤

田

雄

を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

局において、平成十八年四月二十四日までの間、縦覧に供する。 その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設

平成十八年四月十日

坂線 三県道梶田三良 三	路線名
一次市吉舎町安E 一次市吉舎町安E	供
田字石井手	用開
一一四五番	始
豊地 先まで	の 区
ĆЬ	間
○日 八年四月一	供用開始の期日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

広島県告示第四百六十六号

を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、 次の道路の供用

において、平成十八年四月二十四日までの間、 その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局 縦覧に供する。

平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 Щ

線道音戸倉橋	路線名
呉市倉橋町字小島一一〇四二番四地先まで呉市倉橋町字赤崎一一〇〇六番一地先から	供用開始の区間
平成一八年四月一	供用開始の期日

広島県告示第四百六十七号

の次の表の上欄に掲げる字の区域を廃止し、同欄に掲げる区域をもって同表下欄に掲げる字 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定によって、福山市

四

丁

一〇九の一部、一

-0

J

丁

一〇九 部一七 のの

○の部

三の一部、一〇二部、一〇〇の一部、一〇〇の一

一 の一 の一

十九軒

屋

兼

近 丁

六

九〇の一部

五

丁

八一一九八六の八八六 二のの一の

部部 · 部

八八 九七 のの

、部

道

上

J

丁

`四

丁

目

丁

七五、七六、六二、、六二、、

、 七七、七八、七九、 六二、十四の一部、七二、 六二、六三、六四、 六二、六三、六四

神

辺 町

町

道 大 上

上

丁

の四

部石の五、

四三の一、

四 番

四の一

神 辺 町

町

新 大

道 字 上

目

\_ ノ

丁

字

字

地

欄

下

欄

字 丁

の区域を新たに設定する旨、福山市長から届出があった。

による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 条の規定によって、土地区画整理法 なお、この廃止及び設定は、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百七十九 (昭和二十九年法律第百十九号) 第百三条第四項の規定

平成十八年四月十日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

六		五	四	Ξ
ノ		ノ	<i>)</i>	,
丁		丁	丁	Τ
一九三、一九四、二二五、二二一九〇の一部、一九一、一九二、	- 七三の一部、一七四の一の三の一部、一七四の一部、一七四の一部、一七四の一部、一七四の十の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の一部、一七七の五、一七十の二、一十七の一部、一八八二の一部、一十七の二部、一八八二の一部、一八八二の一部、一八八二の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一部、一八九五の一	- 七三の一部、一七四の一の一の三の一部、一七四の二の一部、一七四の七の一部、一七五の一の一部、一七五の二の一部、一七七の二の一部、一七七の二の一部、一七七の二の一部、一八〇の一部、一八〇の一部、一八〇の一部、一八八の一部、一八四の一部、一八二の一部、一八十の一部、一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	一〇九の一部、一〇の一部、一一九の一部、一一七の二、一一七の二、一十七の二、十七の二、一十七の二、一十七の二、一二四の一、一二四の二、一二五の二、一二五の一、一二五の二、一二九、一二五の一、一二五の一、一二五の一、一二九、一二五の一、一二九、一二五の一、一二九、一二九、一二九、一二九、一二九、一二九、一二九、一二九、一二十、一二十、一二十、一二十、一二十、一二十、一二十、一二十、一二十、一二十	二の一の一部、一〇三の一部 一部、一〇一の一の一部、九八、九九、九九、九九、九九、九九、九十、九十、九十、九十、九十、八十、九十、八十、九十、八十、八十、八十、八十、八十、八十、八十、八十、八十、八十、八十、八十、八十

Ξ 丁 目

		十九軒屋				道上	十九軒屋	
_	四	=	Ш	六		五	兼	
	T J	丁	西	丁 丁		) J	近	
- 1 - 1 - 0 - 1 - 1 - 0 - 1 - 1 - 0 - 1 - 1	部、一八三の一の一部、一八三の一部、二一八五の一部、二八五の一部、二一十の一の一部、二一十の二の一部、二一十の二の一部、二一九の二、二十九の二、二十九の二、二十九の二、二十つ二の一部、二一九の二、二十つ二の一の一部、二一九の二、二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二二十つ三、二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二、二六四の一、二六六の六四の一、二五五の一、二五六の一、二五六の一、二五六の一、二五六の一、二五十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		〇の二、一七一、一七二、一十二、一六九、一六九、一七〇の一、一七二、一七〇の一、一十二、一十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十	丁 一五六の一、一五六の二、一五十の一、一五十の一、一五十の一、一五七の四、一五七の四、一二、一元一の一、一五十の四、一二、一元一の一、一六二、一五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	八〇の一部、八五の一部、八の一部	○ 二 : 二 : 二 : 二 : 二 : 二 : 二 : 二 : 二 )
		が五	ので三	====	七方	O _ 四七	八六	一、の、のの
		新 十 九 一 丁				四丁		
<u></u>		目				目		
三月二十一日 松田康憲	変     更     前     変     更     後       1     変更事項及び内容       二     変更事項及び内容       広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号       代表取締役 松 田 康 憲	株式会社ひろしま港湾管理センター 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [2] 「	-八年四月十日	公島巷、尾道糸埼巷及び富山巷における指定管里施设である巷弯施设の管里を守う指定管広島県告示第四百六十八号――――――――――――――――――――――――――――――――――――	含む。   右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部を	九九の二、九九の三、一〇一の二、一〇一の四、一〇一の四、一〇一の三、一〇一の三、一〇一の三、一〇一の五、一〇一の九の一、一〇九の一、一〇九の二、一〇の一、一〇の一、一〇の二、一〇の二、一〇の二、一〇の二、一〇の二、一〇	九八の四、九八の五、九九の一、	二〇五、二〇七、二〇八、二一〇の一部、二二一の三の一部、二二一の一部、二二 の一部、二二一の一部、二二 の一部、二二一の一部、二二 の一部、二二

変更年月日

成十八年三月二十一

日

広島県告示第四百六十九号

広島観音マリー ナの管理を行う指定管理者について、 次のとおり変更の届出があった。

-成十八年四月十日

代表取締役 松 田

憲

株式会社ひろしま港湾管理センター

指定管理者の名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

広島県知事

藤

田

雄

Ш

広島市南区宇品海岸 丁目一三番 康 三号

変更事項及び内容

代表者の氏名 変更事項

1

2 変更内容

廣 津 忠 変 雄 更 前 松 田 変 康 憲 更 後

公

特定非営利活動法人認証申請があっ 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第 一項の規定によって、 次のとおり

平成十八年四月十日

広島県知 事 藤 田 雄

Ш

ベースくれ 法人アクティブ 特定非営利活動 法人の名称特定非営利 活動 代表者の氏名 大年 健 広 所在地主たる事務所の 丁昌県 番市 二本 五通 目的とする。

「目的とする。

「日的とする。

「日の法人は、経済・社会・文化 定 款 に 記 載 さ ħ た 目 的 月平二成 申 請 八二 年 月 年三

> 定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定によって、 次の

事

藤

田

雄

Щ

平成十八年四月十日

動法人の名称 特定非営利活 名代表者の氏 碓井 法明 の所在地 主たる事務所 を目的とする。 ことを目的とする。 定款に記載された目的 広島県知 内容 定款変更の の係利特加種利特 追る活定 類活定 加事動非 の動非 追の営 業に営 三平 月成 申請年月日 一一 九八 日年

する工事の完了について、 都市計| 画法 (昭和四十三年法律第百号) 次のとおり公告する 第三十六条第三項の規定によっ ζ 開発行為に関

平成十八年四月十日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島県知事

藤

田

雄

Щ

兀

九七番一、 尾道市高須町字西新涯一ノ丁四八九六番 四八九七番五及び四八九六番五地先水路、 四八九六番二の 四八九七番五地先道路 部 四八九六番五

開発許可を受けた者の住所及び氏名 広島市中区本川町二丁目六番三号

株式会社 ハウジングネットワン

代表取締役 允昭

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日

東広島市八本松飯田五丁目一一六八番二、 一一六八番三、 六八番

二 三 の

部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市八本松町正力四四番地二一三

三宅

利

理事 理事 職名 職名 " (就任役員) (就任役員 比婆郡東城町森田黒土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。 山県郡大朝土地改良区から次の役員が就任した旨の届出があっ 平成十八年四月十日 平成十八年四月十日 開発許可を受けた者の住所及び氏名 廿日市市上平良一三一二番地 廿日市市上平良字郡塚一三〇九番一、一三二〇番 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 広島市安芸区中野二丁目五八番一五号 弓井 宮田 野 氏 畄 住 佐 髙 森 松 高 酒荒 佐 高 石 義彰 博文 村 藤  $\blacksquare$ 藤 祫  $\blacksquare$ 崹 柴 井 Ш 藤  $\blacksquare$ 村 弘 和 正 信 常 守 正 夫 順 生 樹 吉 雄 登 紀 宦潔 義 木 名 庄原市東城町田黒二四九 - 二 山県郡北広島町大朝三二九八 - 一 住 住 広島県備北地域事務所長 広島県芸北地域事務所長 森二六九七 森一七九-五 田黒一一八五 "三三七八 "一六七六 "八八七-二 ″三二四九-二 "六九九 "七三一-二 "二五九九 "二〇七五 <u>"</u>九二 所 所 堂 森 本 下 雅 幾 彦 Ξ 職名 監事 理事 規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。 広島県選挙管理委員会告示第十九号 (退任役員 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の 平成十八年四月十日 藤 髙 田 氏 定 磯 伊 藤 Ш 松 酒 荒 佐 高 石 畄 井 田 﨑 柴 井 Ш 藤 柴 田 村 邊  $\mathbf{H}$ 原 上 和 弘 和 正 正 光 守 夫 司 生 弘 昭 夫 Ξ 治 紀 樹 吉 勝 名 穂 木 庄原市東城町田森七七〇 住 " 広島県選挙管理委員会委員長 " 田黒一一八五 森八八七 - 二 保田六三 - | "二〇七五 森二六九七 **"**二四九 - 1 <u>"</u> ″二三七五 **"** 一四九 "一八九-八 "一六七六 "二九五六-"三〇九三 "六九九 <u>"二九三</u> "七三一-二 "二五九九 "三三七八 <u>"</u> 所 橋 本 宗

	大竹市	TP	広島市	t	下	九	
正		誤		行	段	ページ	1
農林水産部農林整備局土地改良室長第二十四号に登載の広島県公告(換地処分		ე。 (定期)第二六	『町村)) の一部を次のように訂正する。平成十八年三月三十日付け広島県報(	部を大力	の年	(市町村))	,
	誤		Œ				
二八八番地福山市神辺町字西中条一	所 在 地	二八八番地深安郡神辺町字西中条一	辺ホームとは一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	- <sup> </sup> 降価 ム害祉 者法 療人	辺身社 ホ体会	設援者体指 護更障定 施生害身	
字大倉六一〇番地の一六福山市神辺町大字東中条	所 在 地	字大倉六一〇番地の一六深安郡神辺町大字東中条	サンサンホー		ケアハウス	ホ老   人 ム	_
字大倉六一〇番地の一六福山市神辺町大字東中条	所 在 地	字大倉六一〇番地の一六深安郡神辺町大字東中条	ホ ム サ	ンサンホーム よんホー	ン特サ別	ホ老 一人 ム	
番地の九福山市神辺町字湯野三〇	所 在 地	番地の九深安郡神辺町字湯野三〇	ホーム静	方園 護老人ホー	方特	ホ老 一人 ム	_
八一番地福山市神辺町字下御領六	所 在 地	八一番地深安郡神辺町字下御領六		柄 院	亀川病院	病 院	
四七番地の三福山市神辺町大字川南五	所 在 地	四七番地の三深安郡神辺町大字川南五	翠仁会	院 人社団翠仁会	上医病療院法-	病 院	
要	変更事項	所在地	称		名	種類	
<b>=</b>	JEH WILL BILYN	施設	Ą	定		指	